

館山市学校給食センター整備運営事業 要求水準書の修正点

平成30年11月30日

NO	頁	章	節	項	項目	要求水準書修正前 平成30年11月7日公表	要求水準書修正版 平成30年11月30日公表
1	21	4	(1)	コ	大規模修繕の考え方	市としては、 通常 の保守・修繕がされた場合、大規模修繕となることを想定していない。よって、事業期間中に発生する大規模修繕業務は、市の帰責事由、不可抗力を除きすべて事業者の事業範囲とする。ただし、建築物・建築設備・附帯施設において、主要設備等の機能が著しく低下し、事業運営に支障をきたすものと市が判断した場合、市は、事業者にて実施した定期的な保守・修繕履歴等を確認したうえで、事業者の帰責範囲を超えるものと合理的な理由により認定した場合は、 大規模修繕の負担割合の協議に応じるものとする。	市としては、 事業者において適正な 保守・修繕がされた場合、大規模修繕となることを想定していない。よって、事業期間中に発生する大規模修繕業務は、市の帰責事由、不可抗力を除きすべて事業者の事業範囲とする。ただし、建築物・建築設備・附帯施設において、主要設備等の機能が著しく低下し、事業運営に支障をきたすものと市が判断した場合、市は、事業者にて実施した定期的な保守・修繕履歴等を確認したうえで、事業者の帰責範囲を超えるものと合理的な理由により認定した場合は、 市の負担とする。
2	22	4	(1)	サ	事業期間終了時の措置	(イ) 維持管理業務を適切に行うことにより、事業期間が終了したときにおいても、引き続き給食センターを、そのまま利用できるように、良好な状態を保持していなければならない。 また、事業期間終了後、1年以内に劣化による本施設等の修繕・更新が必要とならない状態とする。	(イ) 維持管理業務を適切に行うことにより、事業期間が終了したときにおいても、引き続き給食センターを、そのまま利用できるように、良好な状態を保持していなければならない。 ※削除
3	28	4	(5)	イ	業務内容 (7) 点検業務 a 日常巡視点検	(d) 長期間休止していた調理設備は、 使用日の前日までに点検を行う。	(d) 長期間休止していた調理設備は、 事前に点検等を実施し、使用に支障がない状態にすること。
4	29	4	(6)	イ	業務内容 (イ) 修繕・更新（補充）業務	また、コンテナ・食器かご等及び食器食缶等の備品管理を適切に行い、事業期間終了時に、その後 3年間 は更新を必要とせず使用できる状態とする。	また、コンテナ・食器かご等及び食器食缶等の備品管理を適切に行い、事業期間終了時に、その後 1年間 は更新を必要とせず使用できる状態とする。
5	37	5	(1)	ア	基本的な考え方 (イ) おいしい・楽しい給食の提供	事業者は、素材のおいしさを最大限に引き出すよう、食材の 裁断 や火加減、調味料の計量等、調理の基本を大切にし、給食センターの運営に関する業務全般において創意工夫を図るなど、市が取り組む「おいしい・たのしい給食」の実現に向け、全面的に協力する。	事業者は、素材のおいしさを最大限に引き出すよう、食材の 切さい や火加減、調味料の計量等、調理の基本を大切にし、給食センターの運営に関する業務全般において創意工夫を図るなど、市が取り組む「おいしい・たのしい給食」の実現に向け、全面的に協力する。
6	44	5	(3)	ア	調理業務 (エ) 調理業務における基本事項	c 作業工程表に基づき、手順に従って業務を行うとともに、献立をよく理解し、味、香り、色彩及び形態等の 整った 給食を提供するよう努める。	c 作業工程表に基づき、手順に従って業務を行うとともに、献立をよく理解し、味、香り、色彩及び形態等、 品質管理の行き届いた 給食を提供するよう努める。
7	48	5	(4)	ア	食器類・食缶等洗浄・消毒保管業務	(イ) 食器容器等については、学期ごとに、でんぷん、油脂、たんぱく質等の残留検査を行い、市に報告する。 なお、事業者が衛生的でないと判断するものは、市に報告し、更新について市の判断を仰ぐものとする。	(イ) 食器容器等のでんぷん、油脂、たんぱく質等の残留検査については、必要に応じて随時実施し、その結果を市に報告する。 なお、事業者が衛生的でないと判断するものは、市に報告し、更新について市の判断を仰ぐものとする。

館山市学校給食センター整備運営事業 要求水準書の修正点

平成30年11月30日

NO	頁	章	節	項	項目	要求水準書修正前 平成30年11月7日公表	要求水準書修正版 平成30年11月30日公表
8	49	5	(5)	ア	配送・回収計画作成	学校行事等その他の理由により、給食開始時間、給食開始時間、配送先（学校行事等により他の場所に配送・回収する場合）を変更することがある。提供日の5稼働日前の正午までに事業者に指示した際は対応すること。	学校行事等その他の理由により、給食開始時間、給食終了時間、配送先（学校行事等により他の場所に配送・回収する場合。月1～3回程度。）を変更することがある。提供日の5稼働日前の正午までに事業者に指示した際は対応すること。
9	49	5	(5)	イ	配送業務	(イ) 学校給食衛生管理基準を遵守して配送を行う。	(イ) 学校給食衛生管理基準及び大量調理衛生マニュアルを遵守して配送を行う。